安心の広場

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット
理事長　森山　彰

福岡本部　福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号
〒810-0073　サンハイツ舞鶴306号
TEL092-737-2345　FAX092-737-0500

筑紫出張所　筑紫野市二日市中央5丁目3番16号
〒818-0072　丸明ビル106号
TEL＆FAX092-921-2130

目次

理事長　巻頭言 —— 2頁
広場に寄せて —— 3頁
トピックス —— 4頁
安心サポートネットの文化 —— 7頁
プロジェクト関連 —— 7頁
会員・支援者の広場 —— 8頁
新会員獲得顕彰コーナー —— 11頁
告知板(寄付者紹介等) —— 11頁

高齢者・障害者
安心サポートネット

特定非営利活動法人　福岡県認証16 生文第20号－5

ウイズコロナ社会における
「市民後見人育成研修」オンライン研修の仕組みを取り入れよう！

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット
理事長　森山　彰

一、新型コロナウイルスは、従来株に感染力の強いイギリス変異株、更に強力なインド変異株が加わって、その猛威を振っていたが、国民の懸命な自粛生活の成果が出て、鎮静化に向かい、去る九月末日をもって緊急事態宣言が解除され、平常に取り戻りつつあることは、大変喜ばしいことである。

この一年半にわたるコロナ禍により当法人の事業は、少なからず大打撃を受けた。当法人の事業は、相談者との面談を通して後見事務等を受任し、後見人等として本人に寄り添うことにより地域住民の皆さんの信頼を得ているから、相談所の閉鎖等で面談が困難になったり、三密（密閉、密集、密接）回避のため、啓発や研修活動が停滞したりすることは、当法人の活動を著しく阻害する。

このような悪条件下にもかかわらず。地域住民の皆様の信頼を損なうことなく、何とか各事業を遂行できたことは、これ一重に、役員及び会員の皆さんが、力を合わせて努力した成果であり、また地域住民の皆様のご支援・ご協力の賜物であるから、本誌を借りて、心から感謝を申し上げたい。

ところで、このコロナ禍で、最も打撃を受けたのは、第五回市民後見人育成研修の遅延である。ご承知のとおり、当法人は高齢者による**高齢者・障害者の支援団体**である。つまり、当法人を構成する会員は、殆どが現役を退職した後、当法人の市民後見人育成研修を受講し、市民後見人として活躍してこられた方々である。しかし、入会後一五年や二〇年も経つと、心身とも老化に悩まれることは、避けられない。そこで、定期的に育成研修を実施し、多数の入会者を得て、後継者育成を図るわけである。

二、本来この第五回研修は、令和二年に計画していたところ、コロナ蔓延のため延期、今年六月実施で用意万端整えていたところ、第四波が襲来、五月一二日から三回目の緊急事態宣言が発出されて、再度延期を強いられた。そこで、ワクチン接種も軌道に乗ったので、今度は大丈夫だと、本年**九月実施**を決断し、各自治体や社協の後援を採り、キャラバン隊を繰り出して募集活動を開始したところで、又もや緊急事態宣言にぶっつかり、延期のやむなきに至った。

そこで、九月二七日の理事会では、これ以上の延期は、活動の停滞を招くとして、令和四年一月八日からスタート、延べ五〇時間の第五回研修の実施を決定、第六波が襲ってきても、絶対に延期せず、実施することを確認した。そして、一〇月一六日の後見実務研究会では、出席者の皆さんに必ず実施する旨を説明するとともに、もし緊急事態が宣言され、研修会場（あいあいセンター）が使用できないときは、オンライン研修実施の決意を表明して、協力方を要請した。

三、オンライン研修とは、講師がインターネット回線を通じて講義し、受講生が自宅や適宜の場所で、パソコンやタブレット端末で受講する研修方式である。

このオンライン研修には、二種類のやり方があって、一つは、「録画方式」であり、もう一つは、「ライブ配信方式」である。録画方式は、講師側からの片方向からの配信となるが、受講側は自分のペースで好きな時間に受講できる。これに対し、ライブ配信方式は、講師と受講生とが動画でお互いの顔を確認しながら、同じ空間での研修となり、質疑応答も可能である。

第五回研修は、多数の外部講師にもお願いしているため、適宜両方式を選択して使用することになるだろう。いずれにしても、多数の受講生に対する円滑な研修を実施するためには、事前準備を十分行って、ノウハウを蓄積し、手慣れておくとこが必要である。研修関係者の協力を求めて、万全を期したい。

もし来年一月に緊急事態の宣言がなければ、オンラ

イン研修は実施しないことになるが、オンライン研修の練習で得た成果は、当法人の事業推進の面で大いに役立つと思うし、また、創意工夫を凝らして、役立たせることが必要である。この試みは、業務のデジタル化の一端として行いたい。

広場に寄せて

社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会

理事長　花田　敏秀

知的障がい児者の団体「手をつなぐ育成会」は、一九五二年に東京で障がいのある、わが子の幸せを願う三人の母親によってはじめられた活動です。

その後、全国に「手をつなぐ育成会」が結成され、知的障がいのある、わが子の幸せを願って多くの「手をつなぐ仲間」を増やしながらその活動は続けられています。

福岡市では、一九七四年に発足し、福岡市と連携しながら福祉施策の実現に向けて活動しています。私はその「福岡市手をつなぐ育成会」の理事長を務めさせていただいています。また、「高齢者・障害者安心サポートネット基金運営審議会」の委員も務めさせていただいています。

さて、成年後見制度は判断能力が衰えたり、判断能力が弱い人の権利を擁護する制度として、それまでの禁治産、準禁治産の制度を改めて介護保険制度発足に合わせて構築されたと理解しています。しかしながら、障がい者の立場で考えたときいくつかの利用しづらい問題があります。その点について、この場を借りましていくつか挙げたいと思います。

まず意思決定支援の問題があります。障がい当事者の人生を他の人が本人に確かめもせず勝手に左右することは権利擁護の観点からも問題があります。この点は国連においても我が国の制度の運営の在り方について問題として指摘されています。次に報酬の問題があります。働く機会が少なく資産形成が十分でない障がい者で、障害基礎年金収入しかない人がたくさんいますがその人たちも年金から後見人に報酬を支払わなければなりません。一方、後見人の仕事は大変で一定の報酬が必要なのも理解できます。しかしこの問題の解決

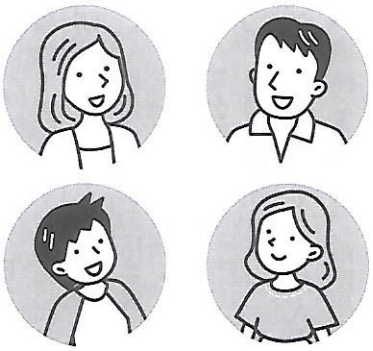

がなければ親亡き後に後見人に託したくても報酬の支払いで躊躇する人がたくさんいて、後見制度の利用促進につながらない大きな理由となっています。

三つ目に成年後見人等の柔軟な選任がなされていない問題が挙げられます。成年後見人は家庭裁判所で選任されますが、本人の希望する、相性の良い人が選ばれるとは限りません。このことも後見制度が利用しづらい理由となっています。四つ目に専門職後見人の問題が挙げられます。筆者は社会福祉士なのですが、独立開業、たくさんの後見のケースを抱えている人を知っています。開業するとそれで生活の糧を稼ぐことになりますから、今の制度では当然たくさんの件数をこなさなければ増収になりません。増収を図りたいのは人情でこうなると効率よく後見事務を行おうとして身上監護になかなか時間をさけないという現状があります。国において現在、制度の見直しの検討が行われています。この推移を見守る必要がありますが、何らかの自治体の財政支援が避けられないのではないかと思います。

筆者の法人でも成年後見をやって欲しいとの保護者の要望があります。親亡き後を信頼のおける人に託したいとの思いはよく分かります。しかしながら法人は同時に社会福祉事業を経営していまして、方法はいろいろあるようですが、サービスの提供者と後見人は形はどうあれ、利益相反ではないかとの疑念もぬぐえません。また、そうした活動を担える人材の育成も必要となり躊躇しています。

法人後見を目的とする市民後見ＮＰＯ法人を増やそうとする「ＮＰＯ法人高齢者・障害者安心サポートネット」の取り組みは、当法人にとっても今後に向けて大きな期待が持てる活動だと思います。

また、安心サポートネットのような良質で信頼のおける市民後見人の団体が全国津津浦浦に立ち上がり広がっていくことが期待されます。

トピックス

「第五回市民後見人育成研修」受講生を募集!!!

（総務部）

一　育成研修を開催する目的

㈠　超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者の皆さんの安心、安全な生活を確保するため、成年後見制度の利用を促進することは緊急課題である。そこで、本年六月スタートの標記研修を計画したが、緊急事態宣言で延期、更に九月スタートで計画したものの同じ理由で延期となった。今回は必ず実施して地域住民の皆さんのニーズに応えることとした。当法人は、「判断能力の不十分な高齢者・障害者の皆さんが、いつでも、どこでも、容易に成年後見制度を利用して、安心した生活を送ることができる社会を作ろう!」という「地域後見の実現」の理念のもと、地域社会のニーズに応えることのできる最適の後見人は、「市民後見人」であり、また、本人に寄り添い、本人の生活、介護、医療面でのサポートに重点を置く「身上保護重視の後見」を実現できる最適の後見人も、「市民後見人」であるという観点から標記研修を次のように実施する計画である。

二　第五回育成研修の概要

福岡県、福岡市をはじめ周辺自治体、社会福祉協議会、新聞社等のメディアから幅広く後援を得ている。

A　研修の期間及び場所

㈠　開催日　令和四年一月から令和四年四月まで土曜日に開催、計一〇日間

㈡　時間　研修総時間　五〇時間　一日五時間　一〇時～一六時

㈢　場　所　福岡市立心身障がい福祉センター（通称「あいあいセンター」）
福岡市中央区長浜一丁目二番八号　ＴＥＬ／（〇九二）七二一－一六一一（代表）

B　研修科目及び講師陣

㈠　研修科目　後見人の職務遂行に必要な法律実務から福祉・介護分野に至るまで、広範な科目が対象。

㈡　講師陣　大学教授、弁護士、公証人ＯＢ、医師等、極めて質が高く、実務面も明るい専門家で構成。

C　研修参加者の応募等

㈠　募集人員　六〇名、すべて公募する。

㈡　受講資格等
年齢四〇歳以上、当法人等の支援を受けて、市民後見人を目指す者、又は、当法人及び成年後見制度の分野において指導的な立場で活躍を希望する者。
受講料一万円（教材費等一切を含む）。
緊急事態宣言のとき、コロナ感染防止策を徹底的に講じた上で開催することとするが、開催時期が、福岡県における緊急事態宣言と重なる場合、ＺＯＯＭによるオンライン研修に切り替える。

㈢　申込方法
所定の「申込書」用紙及び「履歴書」用紙に所要の記載をして、テーマ『私の市民後見人としての抱負』又は『期待される市民後見人とは』と題する「作文」（六〇〇字以上八〇〇字以内）を添えて、令和三年一二月二四日（金）までに、後記の申込先に申し込んでください。

㈣　受講者決定
本研修受講者の決定は、原則として申込み先着順とするが、遅くとも一二月二八日までには応募者全員に対してその結果を通知する。

申込み先、お問い合わせ先

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット福岡本部

〒810－0073
福岡市中央区舞鶴三丁目6番23号
Tel:092-737-2345　Fax:092-737-0500
E-メール　8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp

安心サポートネット基金第二回運営審議会の開催結果について

令和三年八月五日、アークホテルロイヤル福岡天神において、当法人顧問伊藤昌司九州大学名誉教授、石橋敏郎熊本県立大学名誉教授、ＮＰＯ市民のための後見人サポート井上月子理事長、社会福祉法人福岡手をつなぐ育成会花田敏秀理事長、それに当法人からは森山理事長以下樋口総務部長、豊留業務部長、生地経理担当の四名が出席のもとに表記審議会が開催されました。

理事長及び経理担当者から、令和二年度の事業報告と基金の運用実績について説明があり、本審議会では石橋審議会委員長の司会のもとに活発な審議が行われ、次の三事項が確認されました。

第一　基金内に新たに約一、二〇〇万円規模の障害者後見支援基金を創設し、

設し、障害者支援を充実すること。

第二　**各業務のデジタル化**を目的にしたプロジェクトチームの活動を推進すること。

第三　ウイズコロナ禍においても工夫して市民後見人育成研修の推進に努めること。

理事長からは本審議会の審議結果を踏まえ、今後とも審議結果の実現に鋭意努力したいとの決意表明がありました。

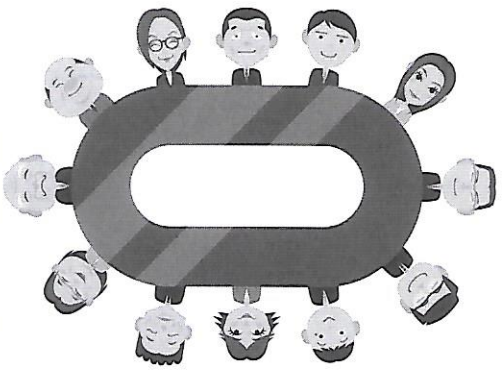

任意後見委任者等との親睦会を開催

リニューアルした福岡空港大いに楽しむ!!

任意後見研究会リーダー　樋口　健児

一一月六日（土）、当法人恒例の任意後見移行型契約を締結しておられる委任者の方々との親睦会が、「リニューアルした福岡空港を舞台に」の名称で開催されました。

本会は、委任者の方々と職務担当者など関係者相互の絆と信頼を深める趣旨で平成二六年度から開催されている親睦会で、今回で七回目になります。

開催に当たっては、昨年、コロナ禍のためやむを得ず中止となった経緯もあり、新型コロナ感染拡大の動向が危惧されましたが、幸い、感染拡大が沈静化に向かい、緊急事態宣言も解除されたことから、感染防止策に最大限の留意を図ることを前提に開催を決断したところ、委任者の方々二八人、任意後見研メンバー一八人、総勢四六人もの参加を得て、無事に開催することができ、世話役一同、安堵したところです。

福岡空港は、全国的にも交通アクセスが便利な空港であるため、集まる上では格好の場所ですが、空港内は広く、出入り口があちこちにあるため、各ポイントには案内係を配置していたものの、皆さん方、迷わずに集合場所まで来られるか心配でした。しかし、それは杞憂に終わり、予定の時刻までには全員が元気に集合され、支障なく進行できました。

空港展望デッキでの全員による記念撮影は、マスクを外して「コロナに負けないで頑張ろう!!」のポーズでの撮影を行いました。

その後は、皆さん方の中には福岡空港に来たのは本当に久し振りという方も多く、爆音を轟かせながら離着陸するジェット旅客機に魅入っておられる方、リニューアルされた爽快感溢れる展望デッキやターミナルビルを散策される方など、三々五々、自由な時間を過ごされました。

昼食は、三階の眺望の良いレストラン「竹乃屋」に移動して行われました。

食事会の冒頭、森山理事長が「昨年はやむなく中止になりましたが、二年振りに皆さんのお元気なお姿に接し嬉しく思います。当法人は、今後とも、高齢者や障害者の方々が安心して生活ができるよう、地域に根ざした、そして皆さん方に寄り添った取組みを進め、しっかり支援していきます。」と力強く挨拶されました。委任者の方々は、この会の開催を心待ちにしておられた様子で、久し振りに会った方々との会話も弾み、予定した時間もアッという間に過ぎました。そして、多くの方から「来てよかった」、「来年もよろしく」との声が聞かれ、好評のなか、次回の再会を約束しての散会となりました。

当法人を信頼して自分たちの将来を託された委任者の方々の気持ちに接するたびに、その気持ちに応えなければいけないという責任の重さを改めて感じる機会でもありました。

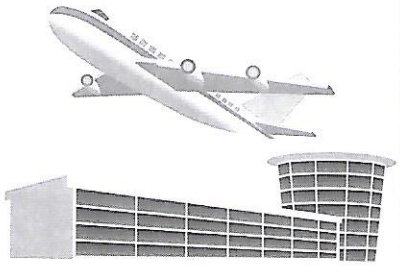

『第二五二回・後見人実務研修会』開催

福岡県に対する新型コロナウィルス感染・緊急事態措置宣言が解除されたことを考慮し、令和三年一〇月一六日（土曜日）表記研修会が午後二時から午後四時まで、あいあいセンター七階・大研修室に於いて開催された。緊急事態措置宣言解除の直後にもかかわらず四五名という多数の参加を頂き、森山理事長から当法人をめぐる情勢報告のあと、今回の議題である『自筆遺言証書』の活用と題して森山理事長の解説によりで和やかな雰囲気の中で行なわれました。講話の内容は自筆証書遺言の親しみと活用、遺言書の検認、遺言書保管制度、遺言文例実務等々で活発な質疑応答もあり、今後の後見人実務において大変参考になることが多数あり、有意義な研修でした。

なお、自筆証書遺言の説明内容については当法人のホームページに掲載していますのでご覧ください。

京都・内藤理事長と意見交換

全国の市民後見ＮＰＯの連携をどう築くか！

ＮＰＯ法人市民後見センターきょうと内藤健三郎理事長が、去る一〇月二六日当法人を訪問、森山理事長と全国に散在する市民後見ＮＰＯの連携と協力関係の構築をテーマに有意義な意見交換が行われた。

当法人と内藤理事長との交流のきっかけは、当法人が過般「安心サポートネット一五周年記念誌」を贈呈した際に、「十分な実績と安定した基盤づくりに成功した市民後見ＮＰＯが連携し、協力し合って、各地域に市民後見ＮＰＯを誕生させ、よちよち歩きのＮＰＯを支援する必要がある。」旨提唱したことに始まる。

現在、東京大学が平成二〇年前半に開催した「市民後見人養成講座」の修了者が、全国で大小約三〇の後見ＮＰＯを立ち上げており、実質この関西地区のリーダーが内藤理事長その人である。この夏これらの東大系後見ＮＰＯは、内藤理事長と「市民成年後見センターさいたま」の中田均理事長が中心となって、全国市民後見推進協議会を結成した。当法人も事前に協議会設立の趣旨書や設置要綱の資料を頂戴し、熱心に参加の要請を受けた。

全国には、東大系のほか、当法人のように非東大系で、活発な市民後見活動を展開している後見ＮＰＯが多数存在している。これらの各地域の市民後見ＮＰＯは、その理念や特質が多種多様で、地域性もある。そこで、初期の間は、各地域のＮＰＯの自主性を尊重する、緩やかな結合体とし、幅広く、参加しやすい仕組みを構築することが望ましい旨の意見を表明して、この見地から内藤理事長には東大系後見ＮＰＯ及び協議会に対し側面からの全面的かつ積極的な協力を約束した。これに対し、内藤理事長もよく理解していただき、大いに歓迎された。目下、この方針のもとに、東大系ＮＰＯに対し現に当法人の「安心の広場」の配布、当法人の研修への参加、情報の提供を実践している。

成年後見制度の担い手として「市民後見人」の育成とともに、その市民後見人を育成・指導する、法人後見ＮＰＯの育成は、今や優先度の高い緊急課題となっている。しかし、この課題に対する県、市町村の自治体や家庭裁判所の動きは極めて

鈍い。このような閉塞状況を打破するためには、全国の法人後見ＮＰＯが連携し、協力し合って、活発に市民後見活動を展開し、「法人後見ＮＰＯの育成と活動支援こそが制度利用促進のカギである、という潮流を作り出すことが、いま最重要課題になっている。この方向で当法人も頑張りたい。

安心サポートネットの文化

「名誉会員第五号誕生!!」

名誉会員　仲完さん

当法人の充実・発展に貢献され、名誉会員の要件を満たされました仲完会員が、本年一〇月、当法人名誉会員に認定されました。

仲会員は、戸籍関係に明るく、この面で当法人の会員を指導していただいたほか、当法人と糟屋郡須恵町当局（地域包括支援センターを含む。）との密接な関係の構築に寄与された方です。

（注）飯田時生氏、角洋一氏、南隆一氏、村上重義氏に続き、仲会員は、第五号となります。

なお、名誉会員の要件は、当法人の事業活動に寄与し、在籍年数十年以上の正会員で七十五歳以上に達した者（特別の事情がある七十二歳以上の者で、理事会で承認された者を含む。）となっております。

法人後見NPO設立支援

設立後１年経過し、３年以内の法人後見NPOについて、その着実な発展と財政基盤の安定化のため『安心サポートネット基金から資金援します』奮ってご応募下さい。詳細は当法人ホームページでご確認下さい。

プロジェクト関連

初心者後見人支援の会

チームリーダー　豊留　一

成年後見制度は、平成一二年に施行されました。創設時、後見人等の選任数全体に占める親族後見人の選任数は九割でしたが、直近では三割を切っています。反対に専門職後見人が七割と急増しています。以前は、家庭裁判所は、財産管理中心の専門家後見の方を信頼したことが背景にあって、①親族後見人は事務処理に不慣れで不相当な処理が多い。②単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、後見人となるべき親族が見当たらないために、第三者後見人を選好する傾向にあるとみられます。

当法人では、親族後見人に対する家裁の見方が厳しい中、平成二八年に成立した「成年後見制度利用促進法」及び「基本計画」を受け、親族後見人を支援するのが相応しいとの観点から、平成三〇年一月に、「親族後見人支援の会」（以下「支援の会」という。）をプロジェクトして設置しました。

以後、支援の会は、法定後見人として選任された親族会員、又は任意後見（後見型委任を含む。）を受任された親族会員が後見の職務を適正かつ円滑に処理するために必要な知識及び技能を修得することを目的に、二か月毎に例会を開いて勉強会を続けています。

親族後見人の方々は、市民後見人育成研修を受講されていない方がほとんどですので、勉強会の内容は次のようになっています。

① 当法人の基本帳票である「後見事務処理日誌」と「収支計算書」の記載方法の個別指導を行う。

② 支援の会には、親族後見人の会員のほか、実際に後見の職務担当を経験されているベテランの会員が参加されていますので、メンバーより実務上の問題点・疑問点を出していただき、全員で解決方法を議論する。

③ 「当法人における後見実務とその指導監督システム指針」及び「後見事務処理日誌及び収支計算書作成の手引」を使って、後見事務の基礎知識を修得する。

後見事務処理に当たって、基礎的な知識・技能が必要なのは、親族後見人のみならず、初めて後見の職務担当者に就任する会員も同様です。

そこで、令和三年度からは、親族後見人支援の会を

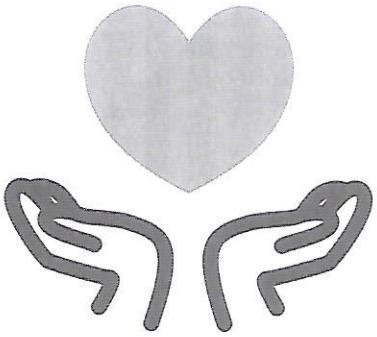

発展的に解消し、新たに「初心者後見人支援の会」を編成し、初心者職務担当者も参加できるようにしました。

支援の会は、初心者同士が、お互い情報を交換し、職務上の疑問点を議論しながら、後見事務の知識・技能を修得し、又後見マインドを身に付ける研鑽の場になるようにするべく運営して行きたいと思っております。

業務のデジタル化に向けて

デジタル化推進研究会リーダー　森山理事長

今年度新たに発足したデジタル化推進研究会（以下「デジタル研」という。）は、副リーダーに原田隆行会員を選出、第一回の研究会開催に代え、各会員からデジタル研の課題についてアンケート調査を行い、課題と研究の方向性について認識を共有した。

㈠第二回デジタル研打合わせ

七月二六日福岡本部で開催し、その結果は次のとおり。

①、業務のデジタル化研究は、専門の技術者の支援を受けることが必須である。法務省における「登記事務のコンピュータ化」事業に関与した富士通（株）に相談、直ちに富士通官庁事業部が相談役を快諾。デジタル化の進め方についてすり合わせを行う。

②、デジタル化は、クラウド方式とし、業務に必要なデータ、参考となるデータをクラウドのベータベース上に格納し、業務組織や会員は、パソコンやスマホを使って業務処理を行う仕組みとする。

③、リーダーからデジタル化の業務範囲から家裁関係を除外することについて説明があり、了承する。

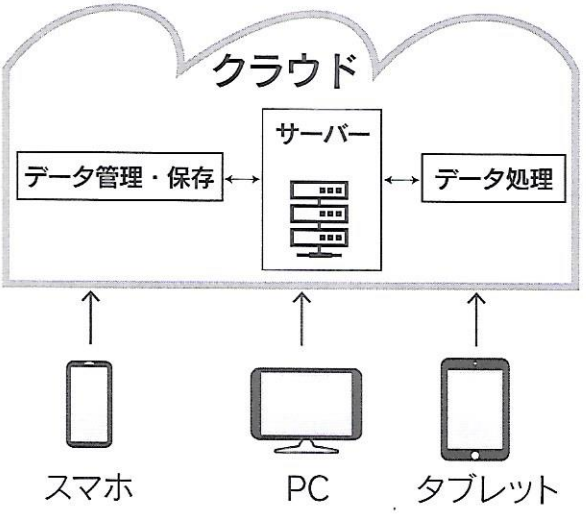

㈡第三回デジタル研打ち合わせ九月二七日開催の結果は次の通り。

①、当法人のデジタル化対象業務の説明に対し富士通側は、当法人の業務データをクラウドに移行し、富士通側で、無償トライアルを活用して、機能検証を行う。このフィードバックによりその後の作業方法を検討すると回答あり。

②、当法人のデータは、検索するキーワードが不明なデータや通達等改善すべきデータが多いので、データのヒット率が低下する。改善の必要があるが、これらの問題点をどう解決するかが課題として明らかになった。忍耐強く取組みたい。

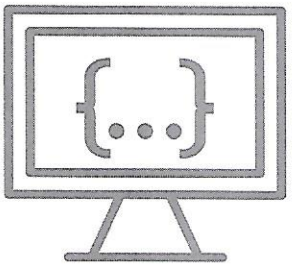

会員・支援者の広場

馬場義一君を偲ぶ後見型委任の効力中断者第一号の思い出

当法人理事長　森山　彰

一、当法人が創立されて間もない平成一八年のこと、当法人と「任意後見移行型」と「死後事務委任契約」を締結したいと、体格のがっちりした、六〇歳を少し越した男性が福岡本部を訪ねてきた。妻に先立たれ、身寄りがないから、**転ばぬ先の杖**として支援を頼みたいと言う。さっそく事情を聴くと、彼の名は馬場義一、育った故郷は、**広川**だという。広川はその昔、筑後川の支流である広川の流域に発達した広川荘園を指し、私もそこで育ったから同郷である。この同郷のよしみで、彼と私は急速に親しくなった。それともう一つ、彼も私と同様、熱烈なソフトバンクファンだった。それで、更に親密さに拍車がかかった。

彼と私は会うと、ソフトバンクの応援の話に終始した。ときに私は彼をアメリカンフットボールの観戦に誘った。アメフトの試合の**だいご味**は、ミニスカートのチアガールが飛んだり跳ねたりするチアダンスを身近に見物できることである。二人は、試合そっちのけで、躍動感溢れるチアダンスを楽しんだ。

二、彼のそんなのどかな生活は、彼の脊髄内に腫瘍が発見されたことで急変した。平成二一年二月のある

日、彼から悲痛な声で、「**脊髄内の腫瘍の摘出手術のため、即入院となった。**緊急に支援してほしい！」と当法人に連絡があった。私は驚いて入院先の和白病院に急行し、彼を元気付けると同時に、彼とともに、担当医師のインフォームド・コンセントに立ち会った。結論は、「脊髄内腫瘍をこのまま放置すれば、生命が危ない。非常に難しい手術だが、手術を実施すれば、生命は助かるが、完全にもとの身体に戻るとは言えない。」との説明だった。結局は医師の説明する手術に同意し、私も止むを得ないと賛成した。

そこで、相当長期の入院が決定したので、さっそく彼の**申し出により**任意後見移行型の**「後見型委任契約」**を発効させ、支援活動をスタートさせた。なにしろ**彼は着の身着のまま**で入院したので、その後の支援作業が大変だった。

三、最初の作業は、彼が賃貸アパートでの一人暮らしだったので、そのアパートに出向き、印鑑、預貯金通帳等の貴重品を預かり、入院生活に必要な衣類等を病院に持ち込むことだった。彼の不在中の作業なので、妻に手伝ってもらうこととし、マイカーに妻を同乗させ、迷いながら彼のアパートにたどり着いた。

そこで、入院中の彼と携帯電話で連絡を取り合い、鍵のありかを聞きだし、その鍵を使って、二階の室内に入った。次に、印鑑、預貯金通帳の全部、現金、病院に持ち込む衣類、各種証明書類のありかを、携帯で一つ一つ指示を受けて探し出し、何とか揃えて、病院に持ち込むことができた。彼の依頼とはいえ、夫婦で他人の部屋の家探しは、あたかもコソ泥をしている感じで、気持ちがよくなかった。

その次は、和白病院との入院契約である。契約者本人は馬場義一であり、連帯保証人や身元保証人になるのは、当法人の職務外なので、その欄を削除して、**「任意後見受任者」**として記名・押印して入院契約に参加した。

その次にすべきことは、預貯金通帳の名義書換えである。福岡銀行に出向き、任意後見移行型契約の公正証書、登記事項証明書、印鑑証明書等の必要な書類一式を添付し、法人印（実印）を押捺して、名義書換え申請を行った。同銀行では、銀行取引の代理権付与の事実を確認する必要があるとして、本人と会うため、翌日に和白病院まで出向き、本人の意思を確認後、通帳名義を**「馬場義一代理人ＮＰＯ高齢者・障害者安心サポートネット」**と書き換えてくれた。これで、入院代の支払いや物品購入もできるようになり、ひとまず安心した。また、長期入院に備え、自家用車の廃車手続を行い、電気、ガス、水道の供給停止手続を行った。

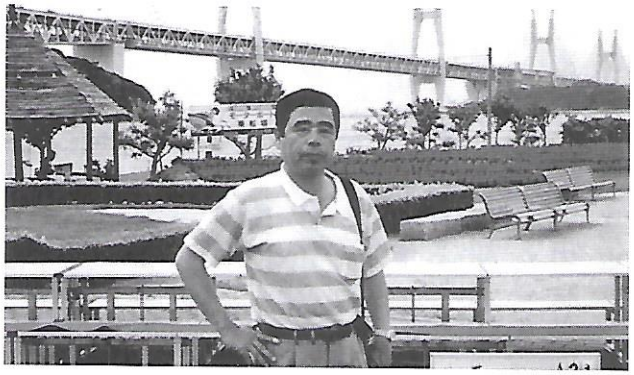

四、彼の手術は、医師の説明通り長時間にわたって行われ、脊髄から腫瘍の摘出は成功した。ただし、残念ながら**下肢に伸びる神経が切断されたまま、**接合していないことが判明した。医師から「歩行は片足だけで、両足での歩行は困難である。予後はリハビリに専念して、どれだけ回復するかである。」と説明を受け、彼は大変失望落胆した。私は、**「念力岩を通す」**の故事を引用し、自然接合を念願して、一生懸命リハビリに励めば、**接合の可能性がある**と励ました。

やがて病院でのリハビリ期間も過ぎ、退院となった。杖をついての歩行であるから、退院準備として二階に上る外階段には手すりが必要となり、その設置工事について家主と交渉した。その結果家主は快諾して工事をしてくれた。また、退院後もリハビリを継続する必要があるので、アパート近所でリハビリ業者を探すのも一仕事だった。

万事退院の準備が終わったところで退院してもらい、その後は、リハビリに専念しながら、日常生活も自力でできるよう支援した。そして、元気を回復し、自立できるようになった段階で、彼と当法人は話し合って、**後見型委任契約の効力を一時中断する**こととした。かくして、彼は後見型委任の効力中断のシステムを利用した第一号となった。

彼は、この委任開始から中断に至るまでの間、このシステムに感謝し、褒め称えた。そして、「貴法人への遺贈は、この移行型契約のシステムの利用促進と、身寄りが無く、困窮している人達のため役立てて欲しい！」と強く要望された。私は即座に「大いに努力したい。」と答え、彼の芳志に深く感謝した。

五、自宅復帰後は、月一回は

福岡本部を訪ねてきた。ソフトバンクの負けが込むと、夜電話を掛け合い、よく選手やコーチの悪口を言い合った。そうすると、不思議に常勝モードに乗って勝ち続け、リーグ優勝や日本一となった。だから、こんな悪口を言う会話を何度も何度も繰り返して喜び合った。

ところが、昨年二月警察からの電話で、彼の孤独死を知った。死亡原因は基礎疾患不全による突然死である。スクーターを乗り回すほど元気になっていたのに、誠に残念である。死後事務委任契約に基づき葬儀を終え、遺骨を拾って、彼の故郷である広川の共同墓地に納骨を依頼した。今頃は天国で、「俺が、下界でソフトバンクの悪口を言わなかったから、今年は負け込んだ。ダラシ無い！」と悔しがっているかもしれない。心からのご冥福をお祈りしたい。写真は元気な馬場さん

生き甲斐を与えてくれる職務担当

当法人会員　井上　正昭

私は二〇一六年一月実施された市民後見人研修四期生として参加し、さらに四期生有志のみなさんが参加する「第四期生後見実務研究会」の勉強会が開催されたので受講しました。今後、増え続ける高齢者・障がい者の皆さんを支援するに当たって市民後見人の支援活動が必要であることを感じました。

そして、職務担当者として成年後見制度における法定後見任意後見の仕事に接する機会を与えられました。高齢者・障がい者安心サポートネット理事長及びスタッフの皆さんのご指導を頂きながら職務を遂行した事例を述べます。

二〇一七年五月理事長から「法定後見の職務担当者をやってみないか」と就任打診を受け、受けるかどうか悩みや不安がありましたが引き受けることにしました。

当時、対象者の男性Aさん（八十六歳）は介護施設で生活をしており、約六年前、頭部を打って脳高次機能障害（アルツハイマー型認知症）を負い、判断能力がない状態にありました。しかし、施設内での行動は周りの人達に迷惑をかける事はなく、五～六人での集団生活をしておられました。

私は役所仕事で一般的に固いと言われる検察庁の仕事が長かったため、接遇マナーが大丈夫かと考えながら、支援活動に入りました。まず依頼人との信頼関係が大事と思い、依頼者であるAさんの娘さんに「担当者になりましたのでよろしくお願いします。」と挨拶をしました。ところが、娘さんからの言葉は、私の風貌からの感じでしょうか、「体が弱そうで頼んでも大丈夫ですか」と不安を持たれましたので、信頼関係をつくるために私なりに日々努力した結果、良好な人間関係を築くことができました。

その後、介護施設に赴き、Aさんにお会いし「今後、あなたをお世話することになりました。」と挨拶を交わし初日は、にこやかに会話を終えました。次回面会に行き、Aさんが認知症であることを念頭に置いて、財布及び小遣い銭の扱いをどうするか相談し始めたとたん、「お金に触るな」と怒り大声を出されました。認知症が進行中でもご機嫌が良いときは、穏やかに会話ができました。

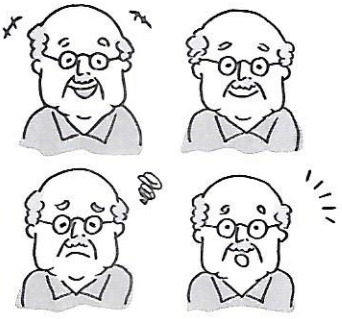

Aさんとは、信頼関係をどう構築できるか考えながら、当初は、どんなお世話をし、どんな話をしたらいいのか模索し、私は、面会に行く度に「こんにちは、お元気ですか」と、いつも元気で優しく声を掛けて面会を重ねることにしました。いつの間にか、お互いの気持ちが通じて、親近感が芽生えてまいりました。その後はAさんが辿った昔話、生まれ故郷の萩市の話をされるようになりました。

ある日、介護施設が主催する入居者家族との親睦会が行われ、当職も参加し、食事会、誕生祝、ショート演芸があり、Aさんが本会の「取り」を指名されたので、付き添って万歳三唱を一緒に行い、Aさんは満足気な様子でした。また、毎年年末に行われる餅つき大会に参加し、付き添い役で私はAさんと一緒に杵を携えて餅をつきAさんは大変喜ばれました。

その後、Aさんは介護施設の風呂場において転倒し、レントゲン検査の結果、左大腿骨転子部骨折が判明して病院で手術を行い、術後の一ヶ月経過後は良好で歩行可能になり退院されました。

翌年、再度、四月に誤嚥性肺炎に罹患して再入院し、

その後、治療が終わり退院予定だったところ、Aさんの病室がコロナ患者のいる病棟であったことと、退院前日に高度の発熱が出たことにより、コロナ感染が疑われて、退院が二週間延期されました。病状は単なる発熱でした。入院期間中は、コロナ感染防止のため外部との面会は禁止で一度も面会できず、Aさんが退院された後はまもなく介護施設に戻りました。

介護施設では、Aさんは食事が六分ぐらいで歩行ができず、車椅子とベッドが用意された。やがて食欲がなくなり、水を少々飲むだけとなり、やがて老衰死をされました。葬儀は遺族が行われたので、通夜と葬儀に出席し、最期の別れを惜しみました。

介護施設入所中のAさんにとって、私（職務担当者）が、親族・子供代わりとはいかないまでも、それに近い存在になっていたと思います。何か感慨深いものを感じました。

新会員獲得顕彰コーナー

一人一会員獲得運動推進中（総務部）

当法人が更に一層充実、発展の道をたどるためには、会員の増強は必須です。新会員獲得に向けて、皆様方の更なるご協力をお願い致します。

（令和三年六月一日以降、同一〇月三一日までの新規入会者）

正会員

正会員獲得有難うございました。

田中正孝様（高原会員紹介）
池田美智子様（山下八理事紹介）
堅山恵子様（日野会員紹介）

賛助会員

賛助会員獲得有難うございました。

小嶋美代子（筑紫出張所紹介）

告知板

寄付者紹介（敬称略）

令和三年六月一日以降、令和三年一〇月末

〈NPO安心サポート福岡受領分〉

筑紫野市　中嶋　幸子　三千円
福岡市早良区　石橋　幸子　三万円
福岡市城南区　長　千鶴子　一万円
小郡市　國武　秀子　五万円
福津市　藤田　美枝　五万円
大野城市　山口　瞳　二万円
福岡市南区　永松　肇　一万円
福岡市早良区　伊藤　昌司　三千円
福岡市西区　古賀　ナツエ　二万円
福岡市城南区　東山　ルイ子　三千円
朝倉市　久保田　純枝　二万円

合計　金二十三万六千円　一七名

＊NPO安心サポート熊本受領分

筑紫野市　森山　彰　十万円

訃報

正会員　武田　義晴　様
令和三年五月にご逝去されました。

全国に当法人の基本情報を公開するホームページ

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット
http://anshin-net.jp/
e-メール：8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp

安心サポートネットの文化

第一　市民後見人としての自己研鑽・鍛錬

会員は、市民後見人として総合的な実力を養うために、後見マインドの涵養を含め自己研鑽と鍛錬に努めること。

第二　支え合いによる共生社会の実現

社会は、会社員、自営業、認知症高齢者、障害者、生活困窮者など様々な状況の人達で構成されているが、これらの人がお互いに理解し合い、支え会うことによって、ともに生き生きとした人生を送ることのできる社会をつくろう！

第三　ニーズの把握とスピード感による適切な対応

当法人における各種事業の取り組みについては、常に地域住民のニーズを把握して、スピード感と挑戦の心をもって、適切な対応を行うこと。

安心サポートネット・グループ事件処理表

		本部受託				本部会員受託		筑紫出張所受託				出張所会員受託		合　計		
		本部処理		会員配分		会員処理		所処理		会員配分		会員処理				
		既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	計
第1種	遺産分割協議	0	2(1)					4	4					4	6(1)	10(1)
	公正証書遺言	6	1					7	0					13	1	14
	法定後見開始申立	0	1(1)					5	1					5	2(1)	7(1)
	任意後見契約の締結	4	2					6	2					10	4	14
	財産管理等契約の締結	4	2					5	0					9	2	11
	任意後見監督人選任申立	0	0					0	0					0	0	0
	相続、表示等登記	0	0	2					1	5	4			7	5	12
	遺言執行者	2	37(3)						69(5)					2	106(8)	108(8)
	死後処理	2	38(3)						45					2	83(3)	85(3)
	その他（講演等）	0	0						3		1			0	4	4
	合　計	18	83(8)	2	0			27	125(5)	5	5	0	0	52	213(13)	265(13)

※第１種（ ）書きは、取下げ等により年度途中に終了したもの。＜内書き＞

		就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	計
第2種	法定後見人受任	43(29)		6(5)				71(47)	0	7(6)				127(87)	0	127(87)
	法定後見監督人受任													0	0	0
	任意後見人受任	3(2)	58(19)		1(1)			11(5)	49(7)	2(1)				16(8)	108(27)	124(35)
	任意後見監督人受任	1(1)						5(4)	0					6(5)	0	6(5)
	財産管理等受任	25(19)	40(11)	1(1)				16(10)	45(8)					42(30)	85(19)	127(49)
	その他	29(21)		4(4)				17(9)	2	7(2)				57(36)	2	59(39)
	合　計	107(72)	98(30)	11(10)	1(1)			120(75)	96(15)	16(9)				248(166)	195(46)	443(212)

※第２種（ ）書きは中途死亡、任期満了等により終了したもの。＜内書き＞

令和3年度10月末日現在

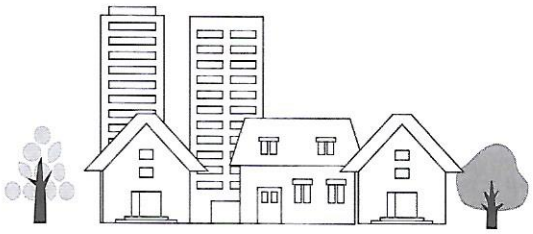

編集後記

新型コロナウィルス感染・緊急事態措置宣言が一〇月一四日に解除され、平常を取り戻すことが出来そうです。今期はコロナ禍の中、会員の皆様のご尽力により何とか順調に推移しており喜ばしい限りです。

新人編集担当者としてワクワク・ドキドキの心境でしたが多くの方に、バラエティーにとんだご寄稿いただきましたことを心から感謝申し上げます。これからも『親しみやすい情報誌』として発信し、内容をさらに充実させて行きたいと思います。

最後に、皆様にとって新年が良い年になることを願っております。

（田中　記）

特定非営利活動法人高齢者・障害者安心サポートネット

令和３年度　貸　借　対　照　表　令和３年10月31日現在　（単位：円）

科　目			金　額
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
現　金	362,742		
預貯金	17,571,137		
その他の流動資産	0		
流動資産合計		17,933,879	
2 固定資産			
特定資産			
損害賠償準備資産	30,402,913		
安心サポートネット基金資産	99,531,998		
その他の固定資産	442,710		
敷　金	120,000		
固定資産合計		130,497,621	
資産合計			148,431,500
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
前受金	5,375,000		
預り金	0		
仮受金	0		
流動負債合計		5,375,000	
2 固定負債			
固定負債合計			
負債合計			5,375,000
Ⅲ 正味財産の部			
特定資産	90,017,759		
障害者支援基金	12,138,198		
NPO支援基金	27,778,954		
指定正味財産合計	129,934,911		
一般正味財産合計	13,121,589		
正味財産合計			143,056,500
＜内当期正味財産増加額＞			〈4,382,255〉
負債及び正味財産合計			148,431,500